

議案第 6 0 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。

整理 番号	路 線 名	旧新別	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	1－9 号線	旧	幸手市南三丁目 3 3 7 1－1 地先から	
			幸手市南三丁目 3 2 2 6－2 地先まで	
		新	幸手市南三丁目 3 4 2 2－7 地先から	
			幸手市南三丁目 3 2 2 6－2 地先まで	
2	2 8 0 号線	旧	幸手市大字下川崎 1 1 3－1 地先から	
			幸手市大字下川崎 1 2 7 地先まで	
		新	幸手市大字下川崎 1 2 2 地先から	
			幸手市香日向一丁目 8 3 0－3 2 地先まで	
3	5 1 9 号線	旧	幸手市南三丁目 3 4 2 0－3 地先から	
			幸手市南三丁目 3 3 9 2 地先まで	
		新	幸手市南三丁目 3 4 2 0－3 地先から	
			幸手市南三丁目 3 3 8 8 地先まで	
4	1 0 7 8 号線	旧	幸手市大字権現堂 4 9 1 地先から	
			幸手市北三丁目 7 9 0－2 地先まで	
		新	幸手市大字権現堂 4 9 1 地先から	
			幸手市北三丁目 7 7 5－3 地先まで	
5	1 1 6 9 号線	旧	幸手市東一丁目 5 9 4 3－3 地先から	
			幸手市東一丁目 5 9 4 1－1 2 地先まで	
		新	幸手市東一丁目 5 9 4 3－3 地先から	
			幸手市東一丁目 5 9 4 1－1 2 地先まで	

6	1 7 5 2 号線	旧	幸手市大字吉野 2 6 2 - 1 地先から	
			幸手市大字吉野 2 6 9 地先まで	
		新	幸手市大字吉野 2 6 2 - 1 地先から	
			幸手市大字吉野 2 6 9 地先まで	

令和 7 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

区画整理事業により一部区間が廃止されたことから始点又は終点を変更する路線、道路形態がない一部区間を廃止する路線、一部未認定であった路線について終点を変更する路線及び私有地を認定していた路線の終点を変更するため、この案を提出するものである。